

つくば会場(つくばカピオ ホール)
11月9日(金)

No.	質問内容	回答者	回答内容
1	環境省の仮置き場の件、3年で中間施設に移すというが、候補地との合意も得なくて、いったい何年かかるのか。どこから3年という数字が出てきたのか。3年とはっきりすれば浪江の仮置き場の同意も得られると思う。	環境省	他の会場でもまずは中間貯蔵施設、また最終処分場を含めて先に決めるのが筋ではないかというご指摘もありました。そのご指摘は我々としてもごもっともなお考えだと思います。一方で、それが決まってから除染を始めると言っているのは、またそれも除染が遅れてしまって、一時帰宅を一部して頂いている皆様のご負担を少しでも早く軽くできないかという観点で除染を進めていくことが重要と思っております、そのために今想定できる範囲で、我々としても3年という中々厳しい時間と思っておりますけれども、それを目指し平成27年1月供用開始と示しております、それを目指して頑張っておりますので、中間貯蔵施設を設置するのは非常に難しい仕事だというのは重々承知しております、改めて我々環境省一同頑張りたいと思っておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いできればと思っております。
2	新聞で浪江町は一括賠償で合意という記事を読んだが、あれは本当なのか。	資源エネルギー庁	新聞データは、恐らくADRという賠償の仕方として、今私ご説明させて頂くのは東京電力が請求書をお送りさせて頂いて、専門家からすると東京電力と被害者様の相対でやられるものなんですけれども、賠償の制度として東京電力のやり方が納得いけられないということであれば、裁判外紛争処理機関というのがございまして、ADRと私も呼んでいるんですけれども、そこに弁護士なり元判事なりがいらっちゃって、いわゆる法律家のプロの方が双方の意見・お話を聞いて、こういう中身で和解をしてはどうかと示す制度がございまして、新聞に出ておったのは、そのセンターの和解の中身が全損ということになっていたという事かと思っております。これについては元々準司法手続き、訴訟ではないんですけれども限りなく裁判に近い形で和解仲介をやってございまして、基本的には申し立て、例えば被害者様がセンターに申し立てをすれば、その申し立てを踏まえて、申し立てのみを見て個別に事案を扱うことになっております。今回個別に申し立てられた中身について、区域の見直しがなされていないけれども、全損だという判断をセンターの中でされたということになっております。そういう意味では直接ADRが東電の基準を踏まえている踏まえてないということではなく、申立人の、双方の、東京電力と被害者さんのお話し、被害者様の個別の色々な事情をお伺いして、その結果で出された結論というの新聞に出ていたという事でございます。
3	賠償基準を3つの区域に分けると、賠償に格差があることで、すぐに決まらない。浪江の町は一律全損扱いと考えてはどうか。	資源エネルギー庁	基本は区域に応じて賠償水準というのがありますが、一方解除の見込時期というのがございまして、例えば居住制限区域なり解除準備区域でも、極端な話をすれば、解除の見込時期を6年とすれば、帰還困難区域と同じ水準になるわけであって、結局私どもも見ているのは解除の時期、当初のお支払いは区域に基づいて行きますけれども、結果としてその解除が例えば帰還困難と同じくらいまでに至れば、その同じ水準でお出する、賠償させて頂くということを考えております。必ずしも区域が決まったからと言って賠償基準がピタッと決まるわけではなくて、最終的には実際に解除された時期がいつだったかという所で賠償水準が決まってくると考えております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
4	財物賠償の宅地・住宅に関し、仮に自宅が居住制限地域に指定された場合で、避難解除が事故発生から12年後になったとすると、賠償は全損の6年プラス、6年の請求ができるのか	資源エネルギー庁	財物の賠償という事で、6年経つと全部事故前の価値が無くなったということで、価値全てについてお支払いをするので、6年以降、7年目8年目になってもこれが増えるということは考え方としてはありません。
5	家財・賠償基準の考え方について、実際の請求の仕方を教えてほしい。決まってないなら具体的に明記が必要と思う。	資源エネルギー庁	考え方自身は正にお示しているんですが、今受付の準備を、請求書をお送りする準備をしております。もう暫くお待ち頂いて、実際に請求書を送る際には、これは着工表もさせて頂いて、中身についても公表の際に詳細の説明なり、説明の紙をつけたり、問合せ対応に万全を期すということを致しますので、もしばらくお待ち頂ければと思います。その時にはちゃんとご案内をさせて頂くということにしております。
6	営業損害・就労不能損害について、事故前30万円、事故後は転職して40万円の収入とすると、合算70万のうち50万円が控除対象となり請求できるのは20万円だけか。それとも事故前の30万円は控除対象の50万円に満たないので、30万円全額請求できるのか。	資源エネルギー庁	事故後に転業なり移転なりをして得られた収入の50万円まではお取り頂いて、それ以上の場合には、従前から働いているものと合算したのから50万円を超えた分を控除させて頂くという考え方になっています。
7	高速道路の無料化はあと2か月くらいで終了する。群馬に娘がいて桜土浦から行くが、浪江町の方は無料化の対象になっていない。ある町の場合は桜土浦を使うと無料になっているが、どういう理由で決まっているのか。町長に理由を連絡してほしい。	復興庁	今手元に資料がありませんので、また国交省にも確認して浪江町にお伝えしたいと思っておりますけれども、高速道路無料期間のインターチェンジがまず限定されて運用されていると思っておりますが、それは基本的には役場の支所や出張所を起点にしてエリアを決めているという事だと私は認識しています。役場の支所や出張所があるという事は、その近隣のインターチェンジに訪問する機会が多いと、その場合にそのインターに限って、その支所・出張所がある町の方に限って無料化措置をしていると私は理解しています。細かい話は今すぐできませんので、改めて確認して町の方にもお伝えします。
		町長	本当に鋭い指摘なんです。この雑壇に上がってる方、皆さん知ってるんですよ、こういう事。それで私ども、町と議会で高速道路の無料化は当たり前だと何回も要請してるの。4月1日に切るって言ったでしょう、我々が騒いだから延ばしたんですよ。1月15日までやって、また延ばす気なんですよ。これは予算の関係だと思うんですけど。私が言っているのは双葉郡で免許書持っている人は5万何人かしかいないんですよ。今、おっしゃったように群馬に娘さんがいる、皆観光で高速道路りようしてるんじゃないんですよ、皆生活の用事のためにやってるんです。そういうことわからないんだ。目線に立ってない。ですから皆さんお叱りになるのは当たり前です。私が口酸っぱく行っても、何言っても遅いし遅れるし、やるんだったらきっちりやれと、私はそう思う。だから今度の問題だって、双葉郡の人、人口7万3千人です。免許書持っているの5万何人ですよ。その人にパスポートやればいいんです。私ども先ほど言いましたように、北は北海道から南は沖縄まで避難しているんですよ。この東電の加害者のために。だからそんなの当たり前だ。観光旅行で利用してる人は誰もいません。みんな用事があって使ってるんです。だから私は、国交省についてもNEXCOについても要請は強くしていきます。

No.	質問内容	回答者	回答内容
8	<p>20mSv以下という数字は、従来、管理区域の中で年間使われていた数字で、除染して下がったとしても、管理区域の中に生活しなければならないのと同じ事と理解している。これは国と東電で決めた数字だが、除染しても住める数字にはならないはず。富岡、双葉と同様に、町全体で帰る帰らないの時期を決めた方がすっきりする。</p>	<p>内閣府</p>	<p>いつ帰るのか、つまり避難指示をいつ解除するのかというタイミングによって来るかと存じます。確かに居住制限区域20-50のような所にいきなり、区域見直しをしたからといって、すぐ戻って住めということは私ども申し上げるつもりはございません。避難指示解除準備区域、居住制限区域とも、区域の見直しを行うことによって、できるだけ事業者関係の出入りを自由にして、今後の復旧、除染やインフラ復旧をこれから進めていこうという意味合いを持った区域でございます。これから除染をして線量をできるだけ下げて行って、それで皆様方のお住みになれる環境が整ってきたところで、いつ解除するのかという所を町、それから住民の皆様方のご意向を踏まえながら、いつ解除するのか、いつお戻り頂けるようになるのかということを決めて参りたいと考えています。もちろん避難指示解除準備区域のように、線量が低くて、インフラが整うタイミングが早い区域の方が早めに解除するような可能性もありますし、或いはそうではなくて、全部綺麗になったところでみんなで一緒に帰るといった選択肢もあると思います。これからの復旧復興の状況を見ながら、国が押しつけるんじゃなくて、町や住民の皆様方としっかりと話ご相談しながら決めていくことだと考えております。</p>
9	<p>家の補償金は大した金額にならない。新築を買えるだけの金額を補償するのが当たり前と思う。自分の家はリフォームして新築同様だったので、考慮して欲しい。</p>	<p>資源エネルギー庁</p>	<p>賠償の考え方の中で示しますと、通常考えると恐らく24年、25年となると、建物の対応年数が大体25年なので、普通で考えるとほとんど価値がなくなるような年数になります。そのところを、今回私ども、だんだん価値が減っていくのが25年ゼロになるのではなくて、48年かけて20%の所に落ちるといような、価値の落とし方を非常に緩やかにさせて頂いておりますという点が1点と、後は古い建物の方が固定資産税評価額でも実際問題としてはかなり低く見積もられるというような話も聞いておりました、こういう場合に備えて平均新築単価という出し方でご選択頂けることにしております、まずこれを、実際の数字をご確認頂いて、それでもやはり実態踏まえてないということであれば、個別にという事もあるかと思いますが、いずれにしても賠償というのははどうしてももともとの事故前の価値を賠償するのが精いっぱいでございます。一方で生活再建のためには、先ほど申しましたように、国の政策も一緒に合わせてやらせて頂かないといけないと思っております、例えばその場合の復興住宅の政策とか、こういうものを含めてご理解頂きたいというふうに思っております。</p>
10	<p>家財、家、土地も賠償の範囲と考えてほしい。5年後に帰っても家の資産価値はゼロで売ることができない。考慮して頂きたい。</p>	<p>資源エネルギー庁</p>	<p>家財は、持ち出される場合に、持ち出しの容易さとか、仮に区域見直しがされて、解除準備区域と居住制限区域は基本的に立ち入り自由になる、一方、帰還困難はバリケードが張られます。仮にそこに置いたままでも、もし使用しようとした場合に、居住制限の方がやはりもう一步将来的にも財物の持ち出しが困難であって使えなかったりとか制限が他の2つの区域よりは重いと考えておりますので、こういう重みづけをさせて頂いているということでございます。1年7か月放置したことによって使えなくなっている場合には、修理とか、例えば家電製品であれば修理不能だと、そういう場合には修理とか買い替え費用がお示している額を上回れば、実費については実費でお支払させて頂くことを考えておりますので、またご案内させて頂く際に、実態の被害の状況がどうなのかということをお話しをさせて頂ければと思います。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
11	精神的損害で、区域によって違うのはどういうことか。家財は区域一律なのにおかしい。	資源エネルギー庁	精神的損害は、コンセプトとしては月10万円お支払するようになっておりまして、そもそも解除準備区域というのは線量的には概ね1年で解除できるだろう、居住制限区域であれば2年で解除できるだろうということで、まずお支払する額として、標準期間でやるとするならば、解除準備区域はまず1年分お支払させて頂き、制限区域は2年分お支払させて頂くことになっております。実態問題としては、先ほど申し上げたように、実際の解除、最終的には実際の解除の時期までお支払するという事なので、仮に解除準備区域で1年お支払した後に解除までやっぱりもう1年かかりましたということであれば、もう一年お支払致しますし、その場合には居住制限と同じ水準になるかと思っております。いずれにしてもいつ指定の解除ができるかということがまだわからない時点で、最終的にお支払をする、1つの目安として区域というものを参考にさせて頂いているところでございます。
12	命の重みについてお答えください。	復興庁	何物にも代えがたい重要なものと思っております。重いものと思っております。
		内閣府	同じく浪江町にも何度か入らせて頂いて、住民説明会に何度も参加させて頂いて、大変辛い思いをされている方がものすごい多数おられて、そういう意味では命というのはかけがえのない、それを阻害するような、痛めるなものについては、出来る限り誠意を以って対応していくというのが国の仕事、責任だと思えます。
		内閣府	私からも繰り返しで大変恐縮ですが、命はかけがえのないものであって、非常に、何よりも尊重されなければいけない、そういうことが損なわれるようなことがあってはならないと考えています。
		資源エネルギー庁	本職をやらせて頂いている上で、正に一番考えなければいけない最優先のことだと考えております。
		環境省	繰り返しになってしまいますが、かけがえのない重いものだと思っております。
		環境省	私も同じように、非常に重たいもの、かけがえのないものだと思っております。
		東京電力	人類の中で一番大事なものと思っております。ご迷惑をおかけしております。
		東京電力	今回の事故では大変ご迷惑をおかけしております。命は正にかけがえのない、大変重いものであると認識しております。
		東京電力	大変ご迷惑をおかけしております。命というものは、かけがえのないことについて十分認識して取り組んでおります。
東京電力	本当に命の重みというのは、何にも代えられないものだと認識しております。申し訳ございません。		
13	命は比較できるものですか。	復興庁	命というものは比較するものではないと思っております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
14	命の重みは皆同じ。なぜ町長のいうことを聞けないのか。我々はお願する立場ではない。		ご意見のため回答なし
15	小・中・高・大学の教育の意味、内容についてお答えください。	復興庁	どういお答えをしてよいかわかりませんが、それぞれの成長の段階に応じて学ぶべき知識、或いは発想を教える、それが教育でありまして、それは年齢に応じて、小学校、中学校、高校、大学とその段階に応じてそれぞれ学ぶべきものがあるということだと思っております。
		内閣府	やっぱり教育というのは、国家、人材の礎ですので、そういう意味では小・中・高の教育というのは今後の日本を支えていく上での一番最も重要な、基盤をなすものと思っております、しっかり取り組んでいかなければいけない問題だと思っております。
		内閣府	子供の教育、非常に重要な問題でございまして、小学生であれば今後成長していくであろう子供たちを健やかに育てていく、中学生であれば義務教育の終わりということで、身体が成長していく中で大人になる準備をしていく、高等学校それから大学というのはそれぞれの夢に応じて大人・一人前の社会人としての常識それから分別、それから大学では専門的な知識というのを学んでいって、これから日本を支える人材を育てていくプロセスだというふうに考えております。
		東京電力	人生子供として生まれて、生まれた喜びを味わうのが小さい小学校時代、中学校・高校と行くにつれ人間として生き方を少しずつ学んでいくと、最終的には幸いにして大学に行って、最高学歴まで行った場合には人の上に立つような道徳を学ぶと、そういうことが教育だと思っております。
		東京電力	子供は国の財産でありまして、その子供が国を担っていく大人になるために、教育というものは大変重要なものだと思っております。
16	政治とは何か	復興庁	私は行政マンですので政治のことはあまり詳しくはないのですが、国民の生活をしっかり守ることが、非常に政治にとって大切なことだ思っています。
		東京電力	社会福祉の向上を図ることだと思います。
17	賠償請求の時効はあるのか	資源エネルギー庁	時効はございます。3年ということになっています。ちゃんとお話すると、これは法律上は当然時効というのはございます。そういう意味で時効はありますとお伝えしました。これは請求頂かないと、年数が経つと法律では時効になります。そうならないように、皆様方に請求頂いてお話ししている間は時効は進みませんので、事項にかからないように、最大限、東電はもちろんのこと、国もしっかりと周知などさせて頂いて、かからないように最大限努力をさせて頂くと、そういうことでございます。
		町長	(資源エネルギー庁の説明に対し)それは法律的な問題でね、それはいいんだけども、私共町としては弁護士と相談してますよ。だから東京電力さん、あなたたちが時効の中断をすると、やればいいんだよ。時効はないということで、東電さん言う気ある？

No.	質問内容	回答者	回答内容
		東京電力	ただ今ご質問の内容につきましては、先般10月31日に私どもの社長の広瀬が佐藤県知事に言われまして、同じ質問をいただいています。それに対しましては、11月7日に、今度は私どもの会長、下河辺が再び佐藤県知事をお邪魔しまして、その旨について引き続き国と検討して参りたいとお返事をしております。今日の所はお返事はそこまでご理解頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。